⑷　地域再生法施行規則第23条第５号から第８号までに該当すること。
　第５号　外部資本が１／６以上であること
　第６号　未上場会社であること
　第７号　大規模会社の子会社でないこと
　第８号　風俗営業等を行っていないこと

２．株式の払込みに関する事項
⑴　個人の氏名及び住所
⑵　払込期日（又は成立の日）　　年　　月　　日
⑶　取得株式数　　株
⑷　払込金額　　１株　　円
⑸　払込金額の総額　　円

別記様式第二十三中「別記様式第23」を「別記様式第14」に、「地域再生法施行規則第26条第９項」を「地域再生法第16条」に、「会社の名称及び代表者の氏名　殿」を「会社所在地　会社名　代表者の氏名　殿」に、「長の氏名」を「長」に、「地域再生法施行規則第26条第６項」を「地域再生法第16条」に、「に係る」を「に係る確認の」に改め、「同条第９項の規定に基づき同条第８項の」を削り、「のみ」の下に「、地域再生法施行規則第26条第５項の規定に基づき」を加え、注及び備考を削り、同様式を別記様式第十四とする。

別記様式第二十四中「別記様式第24」を「別記様式第15」に、「地方活力向上地域特定業務施設整備計画」を「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」に改め、同様式を別記様式第十五とする。

別記様式第二十五中「別記様式第25」を「別記様式第16」に、「地方活力向上地域特定業務施設整備計画」を「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」に改め、同様式を別記様式第十六とする。

別記様式第二十六中「別記様式第26」を「別記様式第17」に、「地方活力向上地域特定業務施設整備計画」を「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」に改め、同様式を別記様式第十七とする。

別記様式第二十七中「別記様式第27」を「別記様式第18」に、「地方活力向上地域特定業務施設整備計画」を「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」に改め、同様式を別記様式第十八とする。

別記様式第二十八中「別記様式第28」を「別記様式第19」に、「地方活力向上地域特定業務施設整備計画」を「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」に改め、同様式を別記様式第十九とする。

別記様式第二十九中「別記様式第29」を「別記様式第20」に、「地方活力向上地域特定業務施設整備計画」を「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」に改め、同様式を別記様式第二十とする。

別記様式第三十中「別記様式第30」を「別記様式第21」に、「地方活力向上地域特定業務施設整備計画」を「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」に改め、同様式を別記様式第二十一とする。

別記様式第三十一中「別記様式第31」を「別記様式第22」に、「地方活力向上地域特定業務施設整備計画」を「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」に改め、同様式を別記様式第二十二とする。

別記様式第三十二中「別記様式第32」を「別記様式第23」に、「地方活力向上地域特定業務施設整備計画」を「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」に改め、同様式を別記様式第二十三とする。

別記様式第三十三中「別記様式第33」を「別記様式第24」に、「地方活力向上地域特定業務施設整備計画」を「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」に改め、同様式を別記様式第二十四とし、同様式の次に別記様式第二十五として次の１様式を加える。

別記様式第25（第38条関係）

地域来訪者等利便増進活動計画認定申請書

年　月　日

認定市町村の長　殿

地域来訪者等利便増進活動実施団体の名称及び代表者の氏名　　印

地域再生法第17条の７第１項の規定に基づき、地域来訪者等利便増進活動計画について認定を申請します。

地域来訪者等利便増進活動計画

1　地域来訪者等利便増進活動を実施する区域
2　地域来訪者等利便増進活動の目標
3　地域来訪者等利便増進活動の内容
4　地域来訪者等利便増進活動により事業者が受けると見込まれる利益の内容及び程度
5　前号の利益を受ける事業者の範囲
6　計画期間
7　資金計画
8　地域来訪者等利便増進活動実施団体が地域来訪者等利便増進活動以外の事業を営んでいる場合には、その事業の概要、規模及び申請の日の属する直前の事業年度における損益の状況

注　氏名の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができます。

附　則

１　この府令は、公布の日から施行する。

２　地域再生法の一部を改正する法律附則第三条の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改正前の地域再生法第十六条の規定に基づくこの府令による改正前の地域再生法施行規則第二十三条及び第二十四条第一項から第五項までの規定は、（次項において「旧府令」という。）第二十三条及び第二十四条第一項から第五項までの規定は、なおその効力を有する。

３　旧府令第二十四条第三項の確認書の交付を受けた会社（同条第五項の有効期間が満了していない場合に限る。）については、同条第六項から第十二項まで、第二十五条及び第二十六条の規定並びに別記様式第十二から第二十三までに規定する様式は、なおその効力を有する。

○内閣府令第二十八号

内閣府本府組織令（平成十二年政令第二百四十五号）第五十四条第四項の規定に基づき、沖縄総合事務局組織規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成三十年六月一日　　内閣総理大臣　安倍　晋三

沖縄総合事務局組織規則の一部を改正する内閣府令

沖縄総合事務局組織規則（平成十三年内閣府令第四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付したように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄にこれに対応する対象規定を掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（検査課の所掌事務） **第二十三条**　検査課は、次に掲げる検査に関する事務（証券検査官等及び為替実査官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。 一　金融機関（金融庁設置法（平成十年法律第百三十号）第四条第一項第三号イ、ハ、ト及びチに掲げる者をいう。次条において同じ。）並びに銀行持株会社及び保険持株会社（保険業法（平成七年法律第百五号）第二百七十二条の三十七第二項に規定する少額短期保険持株会社を含む。次条において同じ。）の業務及び財産の検査	（検査課の所掌事務） **第二十三条**　検査課は、次に掲げる検査に関する事務（証券検査官等及び為替実査官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。 一　金融機関（金融庁設置法（平成十年法律第百三十号）第四条第一項第三号イ、ハ、ホ及びヘに掲げる者をいう。次条において同じ。）並びに銀行持株会社及び保険持株会社（保険業法（平成七年法律第百五号）第二百七十二条の三十七第二項に規定する少額短期保険持株会社を含む。次条において同じ。）の業務及び財産の検査